

国の庁舎の受動喫煙防止対策に遅れ

「国の庁舎における利用者の受動喫煙防止対策の推進に関する調査」結果

1 敷地内禁煙又は屋内禁煙への取組は、国の庁舎が低調

- 宮城県及び県内市町村の庁舎：71.6% (202/282施設 H25.9.30現在)
- 一方、宮城県内の国の庁舎：36.0% (9/25施設 H26.5.1現在)

内訳：敷地内禁煙・・・ 1施設
 屋内禁煙・・・ 8施設 } 9施設
 庁舎内に喫煙室を設置・・・ 16施設 } 25施設

2 屋内禁煙でも受動喫煙のおそれあり

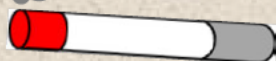
屋内禁煙を実施している国の庁舎8施設のうち7施設(87.5%)は、屋外の喫煙場所を庁舎の出入口付近に設置など

3 たばこの煙・臭いの漏れの把握や空気環境基準の達成が不十分

国の庁舎16施設に設置されている喫煙室(喫煙コーナーを含む。)41か所のうち17か所(41.5%)は、浮遊粉じん濃度等を測定する「空気環境測定」を未実施
 また、空気環境測定を実施している24か所のうち10か所は、空気環境基準が未達成

当局の行政相談等に、国の庁舎の利用者から苦情あり

- 喫煙室からたばこの煙が漏れている！
- 禁煙を進めるべき国が喫煙室を設けているのは問題だ！
- エレベーター内がタバコ臭く極めて不快である！ など



この調査は、平成26年4月から7月にかけて、利用者が多いと考えられる宮城県内の国の庁舎と当該庁舎に入居する官署を抽出して、受動喫煙防止対策の取組状況等を調査したものです。

この調査の結果に基づき、平成26年8月5日、関係行政機関に通知しました。

(調査対象)

- 国の庁舎 25施設(合同庁舎10施設、単独庁舎15施設)
- 国の官署 54官署(うち合同庁舎入居39官署)

<本件照会先>

東北管区行政評価局 第一部第2評価監視官室
 担当:湯ノ目、山中、高橋

(電話) 022-262-8464

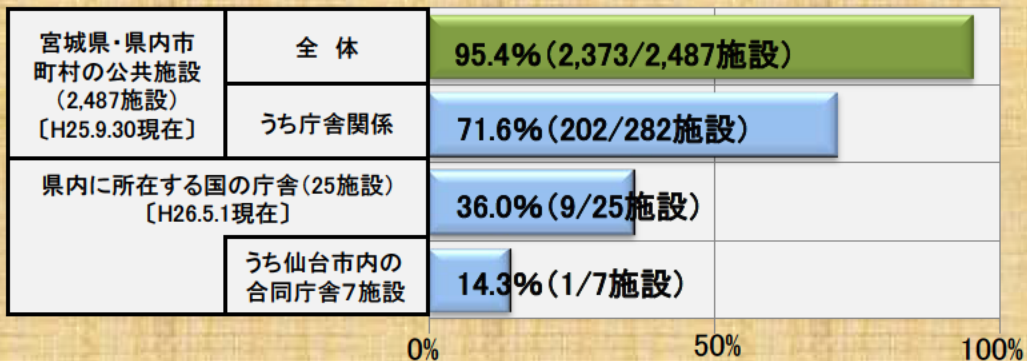
1 敷地内禁煙又は屋内禁煙への取組は、国の庁舎が低調

受動喫煙防止対策の動き

- 平成14年公布「健康増進法」
官公庁施設等に対し受動喫煙防止対策を努力義務化
- 平成22年厚生労働省健康局長通知
全面禁煙(屋内禁煙)は受動喫煙対策として極めて有効であり、少なくとも官公庁等は、全面禁煙とすることが望ましい。
- 仙台市は、平成26年3月に「仙台市受動喫煙防止対策ガイドライン」を策定し、市役所・区役所等の市立施設は、率先して敷地内禁煙又は屋内禁煙とする予定
- 宮城県も、平成26年度中に受動喫煙防止対策のガイドラインを策定する予定

調査結果

○ 敷地内禁煙又は屋内禁煙の実施割合



- (注) 1 「宮城県・県内市町村の公共施設」は、宮城県の調査結果による。
2 「県内に所在する国の庁舎」は、当局の調査結果による。

通知事項

国の庁舎の管理官署及び入居官署は、利用者の受動喫煙防止対策を一層推進するため、平成22年厚生労働省健康局長通知、宮城県及び県内市町村における取組状況、行政相談への苦情等を踏まえ、先行事例を参考にしながら、敷地内禁煙又は屋内禁煙の実施に向けて積極的に取り組むこと。

2 屋内禁煙でも受動喫煙のおそれあり

屋外喫煙場所についての指針等

- 平成15年人事院指針等
庁舎外に設ける喫煙所は、周囲の建物の状況、通行の流れ、天候による影響、事務室等からの距離等に配慮して配置すること。
- 平成22年厚生労働省健康局事務連絡
屋外の喫煙場所が施設出入口付近に設けられ、施設利用者がたばこの煙の曝露を受ける事例があるため、出入口から極力離すなど、必要な措置を講ずること。

調査結果

屋内禁煙としている国の庁舎8施設のうち、喫煙場所が庁舎の出入口付近に設置されているなど利用者が受動喫煙のおそれがあると考えられるものが、7施設(87.5%)

利用者が受動喫煙のおそれあり	施設数
敷地内どこでも喫煙可(※)	5施設
庁舎の出入口付近に設置	2施設
合計	7施設

(※)「敷地内どこでも喫煙可」は、携帯灰皿等を用いた敷地内での喫煙であり、風向き等によっては利用者が受動喫煙のおそれがあると考えられる。



通知事項

屋内禁煙として庁舎外に設ける喫煙場所については、周囲の建物の状況、通行の流れ、天候による影響、庁舎の出入口等からの距離等を十分勘案して、利用者の受動喫煙防止を図ること。

3 たばこの煙・臭いの漏れの把握や空気環境基準の達成が不十分

庁舎内の喫煙室についての指針等

○ 平成15年人事院指針等

庁舎内に喫煙室を設置する場合は、たばこの煙・臭いの漏れ等を把握するため、下表の測定点において空気環境測定を実施し、基準値を満たすことが必要

測定点(場所)	測定項目及び基準値
<ul style="list-style-type: none">・ 喫煙室内・ 喫煙室と非喫煙場所との境界・ 喫煙室に隣接する事務室等	<ul style="list-style-type: none">・ 浮遊粉じんの濃度 0.15mg/m³以下・ 一酸化炭素の濃度 10ppm以下
<ul style="list-style-type: none">・ 喫煙室と非喫煙場所との境界の開口面の上部、中央部、下部	<ul style="list-style-type: none">・ 非喫煙場所から喫煙室への気流の風速 0.2m/s以上

調査結果

○ 平成15年人事院指針等に基づく空気環境測定の実施状況(平成25年度)

敷地内禁煙又は屋内禁煙を実施していない国の庁舎16施設に設置されている喫煙室(喫煙コーナーを含む。)41か所のうち17か所(41.5%)は、全く実施されていない。

また、空気環境測定が実施されている24か所のうち10か所は、測定結果が基準値を満たしていない測定点がある。

測定の実施状況	喫煙室数
たばこの煙・臭いの漏れの把握不十分	31か所(75.6%)
全く実施されていないもの	17か所(41.5%)
一部の測定点で実施されているもの	14か所(34.1%)
全ての測定点で実施されているもの	10か所(24.4%)
合計	41か所(100 %)

うち10か所は、基準値を満たしていない測定点がある(※)

(※)基準値を満たしていない理由として、喫煙室の利用者数が多いこと、換気量が不足していることなどが考えられる。

通知事項

現在、庁舎内に設置されている喫煙室については、敷地内禁煙又は屋内禁煙に移行するまでの間、適切な空気環境測定を実施するとともに、測定結果が基準値を満たさない場合には、速やかに満たすよう、所要の措置を講ずること。